

## こどもの文化芸術鑑賞機会向上事業管理運営業務委託仕様書

### 1 目的

物価高騰により家計の圧迫と支出の削減により、文化芸術活動(鑑賞機会や習い事)にかかる費用が削減されやすくなり、子どもたちの文化芸術活動に係る「体験格差」が生じている。

このため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校(以下「学校」という。)が実施する文化芸術の鑑賞・体験(以下「公演等」という。)に係る経費を支援し、子どもの文化芸術に係る体験格差の低減を図る。

#### <文化芸術の公演例>

- 例：音楽(オーケストラ、室内楽、吹奏楽、オペラ、合唱、三味線、雅楽など)
- 演劇(現代劇、人形劇、ミュージカルなど)
- 舞踊(バレエ、コンテンポラリー、ジャズダンス、フラメンゴなど)
- 伝承芸能(神楽、歌舞伎、能・狂言、人形浄瑠璃など)
- 演芸(落語、講談、浪曲など)

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

こどもの文化芸術鑑賞機会向上事業管理運営委託業務

#### (2) 履行期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水曜日)まで

#### (3) 履行場所

佐賀県内

#### (4) 助成総額

上限2,700万円(税込)

※ 先着順で上限額に達し次第、受付を終了

※ うち、800万円(税込)については、伝承芸能や演芸、和楽器など日本の伝統文化に係る枠とする。

#### (5) 業務項目

ア 学校からの問い合わせ対応(公演団体の紹介を含む。)

イ 学校からの助成申請の内容確認

ウ 学校からの実績報告の内容確認

エ 公演実施団体(文化芸術活動の公演・ワークショップなどを行う団体及び学校以外の会場を利用する場合の当該会場の管理者をいい、以下「公演団体等」という。)への支払業務

オ 助成総額の管理

#### (6) 助成概要 別添申請の手引き参照

### 3 業務内容

以下の（１）～（５）に係る業務を実施すること。

助成対象学校数は、助成上限額の５０万円を基準とした場合、５４校分を想定しているが、実際の申請に当たっては、１校当たりの申請額が上限額を下回ることも想定されるため、その結果、申請件数の総数は増える可能性がある。

なお、公演実施団体等の選定及び日程調整等の公演等の実施に必要な事前調整は、申請する学校が行うものとする。

#### （１）学校からの問い合わせ対応

助成申請・実績報告に係る問い合わせ対応。なお、学校からの要望があれば、公演団体の紹介も併せて行うこと。

#### （２）学校からの助成申請の内容確認

学校からの助成申請（県が作成した Web 申請フォーマットによる）に対し、以下の助成要件について確認を行い、全ての要件を満たす場合は、申請した学校に助成決定を連絡する。

ア 県内に所在する学校からの申請であること。

イ 公演等の内容が文化芸術活動の鑑賞又は体験であること。

ウ 公演等の実施等からの見積書が添付されていること。

エ 助成申請額が助成上限額を超えていないこと。

#### （３）学校からの実績報告の内容確認

学校からの実績報告（県が作成した Web 実績報告フォーマット）に対し、以下の要件について確認を行い、全ての要件を満たす場合は、（４）の支払業務に移行する。

ア 実施した公演等の内容が、助成申請の内容と変更がないこと。（軽微な変更を除く。）

イ 公演等の実施に係る実績額が助成決定額を超えていないこと。

ウ 経費に対象外経費が含まれていないこと。

エ 公演実施団体からの請求書が添付されていること。

#### （４）公演実施団体等への支払業務

（３）が完了した場合、速やかに公演実施団体等へ支払いを行うとともに、申請した学校へ公演団体等への支払いが完了したことを連絡する。なお、支払いに係る手数料は受託事業者にて負担すること。

#### （５）助成総額の管理

ア （２）の助成申請内容の確認時に助成予定額の総額を順次算定し、助成上限額（２，７００万円）に達しようとする場合は、直ちに県に報告するとともに、それ以降に助成申請がなされた学校等に対し、予算の上限に達したため受付を終了した旨を連絡すること。

イ 助成上限額のうち、８００万円分は、伝承芸能や演芸、和楽器など日本の伝統文化に係る枠とする。

#### 4 その他留意事項

- (1) 見積（積算）は「2 業務概要－（4）助成総額」の2,700万円（税込）及び「3 業務内容」に係る経費及びを合算して行うこと。
- (2) 委託業務の実施内容について疑義がある場合は、佐賀県と受託者が協議し決定する。協議に係る費用は受託者が負う。
- (3) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存する。
- (4) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合の著作権処理は、受託者が行うこととする。
- (5) 業務の遂行に当たり新たに制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。受託者が使用する場合は、佐賀県と協議し、承認を受ける。
- (6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知り得た個人情報の、第三者への同意なき情報提供の禁止
  - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
  - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (7) 受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書を佐賀県に提出し、検査を受けなければならない。
- (8) 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、予め佐賀県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。